

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3月31日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第28号

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和37年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1夏服上衣の項中「長袖とする」を「長袖又は半袖とする」に、

「

袖	長袖カフス付きとし、淡青色又はその類似色のボタン留めとする。
肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を淡青色又はその類似色のボタン1個で留める。

を

」

「

肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を淡青色又はその類似色のボタン1個で留める。
----	---

に

」

改め、同表防火帽の項中「黒色」を「赤色又は黒色」に改める。

別表第2基本団員の項中

「

夏服上衣	1着	15年
夏服下衣	1着	15年

を

」

「

夏服上衣（長袖）	1着	15年
夏服上衣（半袖）	1着	15年
夏服下衣	1着	15年

に改め、同表中備考2を

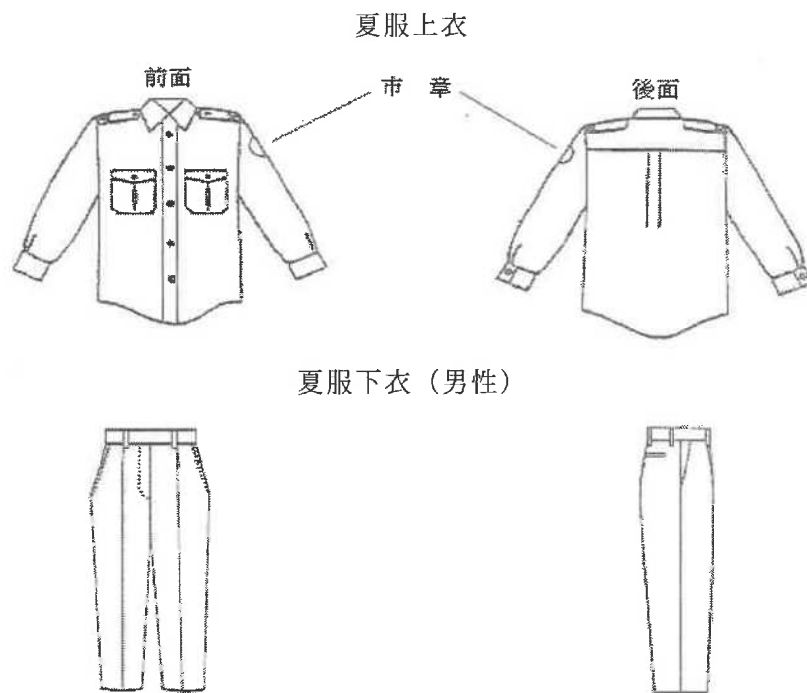
」

備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 夏服上衣（半袖）は、分団長及び副分団長には支給しないものとする。

図中

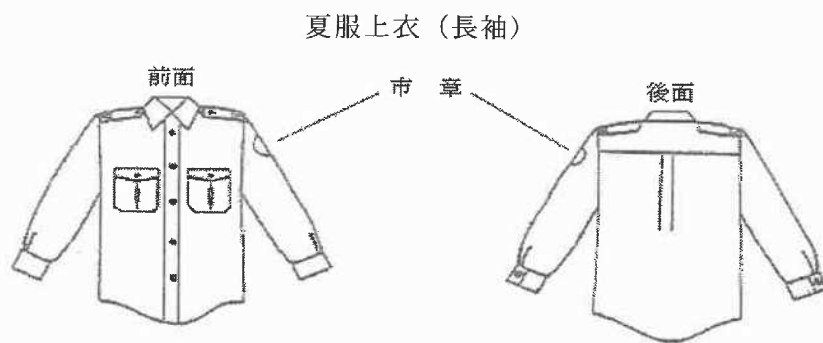
「



を

」

「



に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

」